

# 「シニア活躍推進宣言」

## しませんか！

埼玉県では、元気なシニアが自分の希望にあわせて働き、共に社会の担い手として活躍する社会を目指すとともに、人手不足に悩む企業の皆様を支援するため、シニアの「働く場」を拡大する企業等を「シニア活躍推進宣言企業」として認定します。

### 《認定されると・・・》

#### 1 アドバイザーによる支援

- ◇ シニア活躍の取組がスムーズに実現できるよう、社会保険労務士や中小企業診断士などが専門的見地からアドバイスします。(無料)

#### 2 人材確保を支援

- ◇ 県が主催する合同企業面接会やミニ面接会への参加をご案内いたします。
- ◇ ハローワークに求人票を出す際に、貴社の魅力を発信する「企業紹介シート」を掲載できます。(詳しくは、ハローワーク浦和・就業支援サテライト 048(826)5533にご相談ください。)

#### 3 県制度融資の優遇措置

- ◇ 県の中小企業向け制度融資をご利用する際に、低利な「事業資金・働き方改革企業優遇貸付」をご利用できます。(別途審査あり)
- ◇ 詳しくは、埼玉県産業労働部金融課 048(830)3801までお問い合わせください。

#### 4 認定証・ステッカーの取得

- ◇ 認定証を交付します。また、宣言企業のシンボルマークを貴社のイメージアップにご利用いただけます。

#### 5 県による広報

- ◇ 県ホームページで、企業等の情報を掲載し、広くPRを行います。



埼玉県のマスコット  
「コバトン」「さいたまっち」

### 《認定を受けるには・・・》

裏面の**7項目のうち3つ以上**を満たせば認定となります！



### 《さらに・・・》

定年を廃止又は定年を70歳以上に引き上げていれば「**生涯現役実践企業(三つ星企業)**」に認定されます！



詳しくは  
裏面へ

問い合わせ先 : 一般社団法人埼玉県中小企業診断協会

TEL 048-762-6125 FAX 048-762-3501

E-mail senior@sai-smeca.com



## 今すぐやってみましょう！「シニア活躍推進宣言企業」認定に関するチェックリスト

○以下の7つの大項目のうち、3つ以上に該当（取り組み済でなくても、取り組む予定があれば可）すれば、認定される可能性があります。

○県職員等が訪問し、詳細を説明の上、申込書作成をお手伝いしますので、お気軽にご相談ください。

※ここでは、シニアとは60歳以上の人です。

☆該当の場合は☑

例示

### 大項目1 シニアの定年や継続雇用の制度を見直す【以下の1項目でも取り組み済又は取り組み予定である】

- 該当の場合は☑
- 定年・継続雇用の年齢を延長（66歳以上）、定年を廃止する
  - 継続雇用や賃金の基準を明確化する

↓

### 大項目2 シニアの雇用、働く場所・機会を増やす【以下の1項目でも取り組み済又は取り組み予定である】

- シニア向けの仕事を新たに作る（無資格・未経験等でも可能な業務を切り出してシニアが従事する など）
- シニア限定の求人募集により新たにシニアを雇用する
- シニアの働きやすい事業分野へ進出する（シニアが継続就労することが可能となる新たな事業を展開する）

### 大項目3 シニアが安心して働ける環境を整える【以下の1項目でも取り組み済又は取り組み予定である】

- シニアの特性に配慮した勤務形態を導入する（シニアを対象とした短時間勤務制度の導入 など）
- シニアの特性に配慮したシフトの導入、部署配置を行う（負担の少ない勤務シフトの実施 など）
- シニアの負担を軽減する機械設備の導入・改善、作業方法の改善等を行う

### 大項目4 シニアの技術・経験を生かす【以下の1項目でも取り組み済又は取り組み予定である】

- 技能・知識を継承する仕組を構築する（技能伝承計画の策定、シニアと若年者が組む「ペア就労」 など）
- シニアの経験を生かす仕組を構築する（豊富な経験等を有するシニア向けの専門職、特別手当の導入 など）

### 大項目5 シニアの能力を伸ばす【以下の1項目でも取り組み済又は取り組み予定である】

- シニア向けの研修を行う（シニア向けの新技術に関する研修、シニア向けのパソコン研修の実施 など）
- シニアの資格取得をサポートする（資格取得費用の一部企業負担、資格取得の勧奨 など）
- シニアの能力を評価する（シニア向けの評価制度の構築 など）

### 大項目6 福利厚生を充実する【以下の1項目でも取り組み済又は取り組み予定である】

- シニアの健康管理に配慮する（法定以外の健康診断受診の勧奨、血圧計の設置など手軽な健康チェックなど）
- シニアのライフステージに合わせた休暇制度の導入や年休取得を勧奨する（孫の出生時休暇の導入 など）
- シニアの意欲を向上する取組を導入する（シニア向けの永年勤続表彰、永年勤続休暇の導入 など）
- シニアの新たな活動を促進する取組を行う（シニア向けのボランティア休暇の導入 など）
- 定年間近の社員向けライフプランセミナーを実施する

### 大項目7 シニアの活躍推進の取組を情報発信する（自社のHP、会社案内に宣言企業である旨を掲載 など）

※以上の例示に該当しなくても、取組状況により認定される可能性がありますので、お気軽にご相談ください。

「シニア活躍推進宣言企業」認定に関心はありますか？

はい

いいえ

貴社名			
業種	従業員数（内シニア）	正規	名（名）
		非正規	名（名）
所在地			
御担当者名	（お名前）	（所属・職名等）	
電話		FAX	

御協力ありがとうございました。